

誓 約 書 (Ⅲ)

(暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する誓約書)

私(当社)は、兵庫県暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)の規定に違反する行為を行わないとともに、下記の内容についても相違ないことを誓約します。

また、協会が必要と認める場合には、関係する機関への照会を行うことについても併せて承諾します。

1. 私(当社)は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
 - (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業
 - (5) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (7) 反社会的団体等 (8) その他前各号に準ずる者
2. 私(当社)は、現在又は将来にわたって、前項に規定する暴力団等反社会的勢力又は同勢力と密接な交友関係にある者(以下「暴力団等反社会的勢力等」という。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを誓約いたします。
 - (1) 暴力団等反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - (2) 暴力団等反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 暴力団等反社会的勢力等を利用する関係
 - (4) 暴力団等反社会的勢力等に対して同勢力等と知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団等反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 私(当社)は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を毀損し、又は貴会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 私(当社)は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの誓約が虚偽の申告であることが判明した場合は、貴会の会員権を催告なしに停止、除名されても一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私(当社)の責任とすることを誓約いたします。

平成 年 月 日

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 会長 様
(公社)全国宅地建物取引業保証協会兵庫本部 本部長 様

商 号

住 所

代 表 者 名

印